

## 香芝市公告

本市では、令和5年度有効の建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争入札参加資格審査（指名願）申請の受付を次のとおり実施いたします。

令和4年12月21日

香芝市長 福岡 憲 宏

- 1 受付対象者（契約を締結する能力を有しない者、破産の申し立てをしている者及び破産者で復権を得ない者を除く）
  - (1) 建設業許可業者（審査基準日が、申請日から1年7ヶ月以内の経営事項審査を受けている者）
  - (2) 測量業者（測量法による登録業者）
  - (3) 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
  - (4) 建築設計業者（建築士法による登録業者）
  - (5) 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
  - (6) 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
  - (7) 不動産鑑定（不動産の鑑定評価に関する法律による登録業者）
  - (8) 土地家屋調査（土地家屋調査士法による登録業者）
  - (9) 計量証明事業（計量法による登録業者）
  
- 2 受付区分
  - (1) 建設工事業者
    - 市 内 主たる営業所が香芝市内の所在地で建設業の許可を取得しており、かつ、個人で業を営む者にあつては、令和4年1月1日以降引き続き在住し、本市に納めるべき市税及び国民健康保険料に滞納がなく、法人にあつては令和4年1月1日以降引き続き主たる営業所を有するもので、法人及びその代表者の納付義務の生じた税等に滞納がない者
    - 市 内 以 外 上記市内業者以外の者で、都道府県知事若しくは、国土交通大臣による建設業の許可を取得している者
  - (2) 測量・建設コンサルタント等業者
    - 市 内 主たる営業所が香芝市内の所在地で測量法、建設コンサルタント登録規程、建築士法、地質調査業者登録規程、補償コンサルタント登録規程、不動産の鑑定評価に関する法律、土地家屋調査士法及び計量法（以下「測量法等」という。）に

基づく登録を有し、かつ、個人で業を営む者にあつては、令和4年1月1日以降引き続き在住し、本市に納めるべき市税及び国民健康保険料に滞納がなく、法人にあつては、令和4年1月1日以降引き続き主たる営業所を有するもので、法人及びその代表者の納付義務の生じた税等に滞納がない者  
市 内 以 外 上記市内業者以外の者で、都道府県知事若しくは、各地方整備局長による測量法等に基づく登録を有する者

### 3 受付期間及び時間

#### (1) 建設工事及び測量・建設コンサルタント等の市内の業者

令和5年2月1日（水）から令和5年2月10日（金）まで

香芝市役所 会議室棟 第2会議室

※持参のみ（内容説明のできる方）

午前9時から正午・午後1時から午後4時（土、日・祝祭日は除く。）

#### (2) 建設工事及び測量・建設コンサルタント等の市内以外の業者

令和5年2月1日（水）から令和5年2月28日（火）必着まで

〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地

香芝市役所 総務部 管財課 宛

※郵送（受付票送付のため、切手を貼り宛先を記入した返信用封筒を同封のこと）

直接持参された場合、受け取りますがその場での審査は行いませんので、必ず切手を貼り、宛先を記入した返信用封筒を添付のこと。

### 4 提出書類（1部）

#### (1) 建設工事の市内

① 競争入札参加資格登録審査申請書（建設工事）（香芝市様式）

② 建設業許可証明書又は建設業許可通知書（写し）

③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）

④ 工事経歴書（直近2カ年分）（※経営事項審査申請書類（写し））

⑤ 技術者名簿（香芝市様式）

⑥ 技術検定合格証明書（写し）・監理技術者資格者証（写し）・実務経験証明書（写し）

⑦ 雇用確認資料

※社会保険加入証明書及び雇用保険の事業所別被保険者台帳照会（写し）等の証明書類

⑧ 納税証明書又は完納証明書（写し）

- ・ 個人の場合 本市に納めるべき市県民税（直近の年分）及び国民健康保険料（直近の年分）に未納額が無い証明
- ・ 法人の場合 本市に納めるべき法人市民税（直近の事業年度分）及びその代表者の市県民税（直近の年分）に未納額が無い証明
- ⑨ 消費税及び地方消費税について未納税額が無い証明（写し）
  - ・ 個人の場合 納税証明書その3又はその3の2
  - ・ 法人の場合 納税証明書その3又はその3の3
- ⑩ 履歴事項全部証明（商業登記簿謄本）（写し）（法人の場合）  
住民票抄本（世帯主の記載されたもの）（写し）（個人の場合）
- ⑪ 誓約書兼承諾書（香芝市様式）

(2) 建設工事の市内以外

- ① 競争入札参加資格登録審査申請書（建設工事）（香芝市様式）
- ② 建設業許可証明書又は建設業許可通知書（写し）
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）
- ④ 営業所一覧表（国土交通省様式）
- ⑤ 工事経歴書（直近2カ年分）（※経営事項審査申請書類（写し））
- ⑥ 技術者名簿（※経営事項審査申請書類（写し））
- ⑦ 納税証明書又は完納証明書（写し）
  - ・ 個人の場合 市県民税（直近の年分）
  - ・ 法人の場合 法人市民税（直近の事業年度分）  
（ただし、支店・営業所等で登録する場合は、その支店・営業所等の法人市民税または、市県民税）
- ⑧ 消費税及び地方消費税について未納税額が無い証明（写し）
  - ・ 個人の場合 納税証明書その3又はその3の2
  - ・ 法人の場合 納税証明書その3又はその3の3
- ⑨ 履歴事項全部証明（商業登記簿謄本）（写し）（法人の場合）
- ⑩ 誓約書兼承諾書（香芝市様式）
- ⑪ 委任状（本社から受任の場合）（香芝市様式）

(3) 測量・建設コンサルタント等の市内

- ① 一競争入札参加資格登録審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（香芝市様式）
- ② 経営規模等総括表（香芝市様式）
- ③ 登録証明書等（写し）
- ④ 測量等実績調書（香芝市様式）
- ⑤ 技術者経歴書（国土交通省様式）
- ⑥ 営業所一覧表（国土交通省様式）

- ⑦ 財務諸表類（写し）
  - ⑧ 納税証明書又は完納証明書（写し）
    - ・ 個人の場合 本市に納めるべき市県民税（直近の年分）及び国民健康保険料（直近の年分）に未納額が無い証明
    - ・ 法人の場合 法人の本市に納めるべき法人市民税（直近の事業年度分）及びその代表者の市県民税（直近の年分）に未納額が無い証明
  - ⑨ 消費税及び地方消費税について未納税額が無い証明（写し）
    - ・ 個人の場合 納税証明書その3又はその3の2
    - ・ 法人の場合 納税証明書その3又はその3の3
  - ⑩ 履歴事項全部証明（商業登記簿謄本）（写し）（法人の場合）  
住民票抄本（世帯主の記載のあるもの）（写し）（個人の場合）
  - ⑪ 誓約書兼承諾書（香芝市様式）
- (4) 測量・建設コンサルタント等の市内以外
- ① 一競争入札参加資格登録審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（香芝市様式）
  - ② 経営規模等総括表（香芝市様式）
  - ③ 登録証明書等（写し）
  - ④ 測量等実績調書（香芝市様式）
  - ⑤ 技術者経歴書（国土交通省様式）
  - ⑥ 営業所一覧表（国土交通省様式）
  - ⑦ 財務諸表類（写し）
  - ⑧ 納税証明書又は完納証明書（写し）
    - ・ 個人の場合 市県民税（直近の年分）
    - ・ 法人の場合 法人市民税（直近の事業年度分）  
（ただし、支店・営業所等で登録する場合は、その支店・営業所等の法人市民税または、市県民税）
  - ⑨ 消費税及び地方消費税について未納税額が無い証明（写し）
    - ・ 個人の場合 納税証明書その3又はその3の2
    - ・ 法人の場合 納税証明書その3又はその3の3
  - ⑩ 履歴事項全部証明（商業登記簿謄本）（写し）（法人の場合）
  - ⑪ 誓約書兼承諾書（香芝市様式）
  - ⑫ 委任状（本社から受任の場合）（香芝市様式）

5 有効期間 令和5年度の1カ年有効

## 6 その他

- (1) 提出書類は、A4サイズとし、紙ファイル2穴（綴じ具は樹脂製）綴じにしてください。
- (2) 不足書類がある場合、受付票に記載されている期日までに提出して下さい。提出がない場合は、競争入札参加資格登録を行いません。  
また、切手を貼った返信用封筒が同封されていない場合は受付票を送付しませんので、ご注意ください。
- (3) 提出後、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期限切れが近づいた者は、更新し新たに受けられた審査結果の通知書（写し）を提出して下さい。提出がない場合は、入札参加及び随意契約ができませんのでご注意ください。
- (4) その他申請の詳細について、総務部管財課までお問い合わせ下さい。